

**Q42 知的障害者を証人や本人として証拠申請する場合、どういう点に留意する必要がありますか。**

裁判で本人や証人として知的障害者を尋問する場合には、注意が必要です。時間経過による記憶の薄れがどの程度なのか、反対尋問によって混乱させられる可能性はどうかなどの心配が残ります。その意味で、本人の記憶を注意深く引き出すための方法を確立する必要があります。例えば、公開の法廷で尋問するのか、非公開の方が良いのか、専門家が立ち会い、質問の適切性などをチェックする必要があるのではないか、場合によっては専門家による質問の方が適切かなどの問題があります。その他に裁判官の偏見の問題があると思われます。正しく知的障害を理解しない場合、IQなどの知能テストだけで信用性を議論したりする誤りに陥りがちです。障害の正しい理解と記憶の特性に対する配慮が特に大事で、それを裁判官に理解させるための工夫が重要です。

実際に法廷で尋問する場合にも、知的障害者の場合、質問が適切であっても、応答に時間がかかることがあります。その際、障害の特性を理解していない場合には、調書上は、「……」が続き、あたかも答えられなかったかのような記載となることがあります。事前に裁判官及び書記官、速記官などとも打ち合わせ、理解を求めておくことが必要です。